

35. ギリシア民法には「不当利得」と題する章がある（904条から913条まで）。ギリシア不当利得法は、大部分がドイツ法をモデルとしている（*Schlechtriem, Restitution and Bereicherungsausgleich in Europa I, chap.1, no.51*）。904条は、「利得を受けた *οποιος εγινε πλουσιότερος*」者と規定しているが、学説では多くが「利得者」という（たとえば、Georgiades and Stathopoulos (-Stathopoulos), art.904, no.4）。他方、原告は、おおむね「債権者」とか「損失者」と呼ばれている（*Stathopoulos loc. cit. no.17*）。利得は、「他人の財産においてまたは他人の損失において」生じなければならないが、ギリシアの立法者は、ドイツ民法第1草案の文言を採用して（*Xelidonis, Arm 2000, 309, 316 with footnote 23*）、905条は「給付の受領者」と記述しているが、他方で、907条は「給付者」、908条は「受領者」と呼んでいる。
36. ハンガリー民法361条1項は、次のような定式で一般的な不当利得返還請求権を表している。「法律上の原因なく他人の損失により財産上の利益を得た者はその利益を返還する義務を負う」。この文言は、1章101条（基本準則）の規定の文言とおおむね対応する。財産上の利益と損失の間に必要な関連性は「他人の損失により」という文言で表現されており、おおむね因果関係が必要であるという意味で理解されている。ブルガリア債務法55条以下の表題は「不当利得 *неоснователно обогатяване*」である。現行法は、旧法で使われていた準契約という分類を廃棄した（詳しくは、*Goleminov, Neosnovatelno obogatjavane, 26*を参照）。スロヴェニア債務法190条は、「不当な取得 *neupravičena pridobitev*」あるいは「利得」と呼んでいる。
37. ポーランド法で、不当利得 *niesłuszne wzbogacenie* の概念が最初に用いられたのは、1933年の債務法の法典化の時である（くわしくは、*Radwański (-Ohanowicz), System prawa cywilnego III(1), 474*を参照）。1964年の民法典が、「法律上の原因のない利得 *bezpodstawne wzbogacenie*」という概念を導入したが（Ⅲ編第5章）、それは原因 *causa* の欠如の要件が不当利得法の中心的要件と考えられたためである。利得は、405条で「金銭上の利益 *korzyść majątkowa*」と呼ばれ、この編で用いられている「損失 *disadvantage*」の観念に相当する概念はない。学者はしばしば「損失 *impoverishment/zubożenie*」または「損失者 *the person impoverished*」という表現を使う（たとえば、*Radwański and Olejniczak, Zobowiązania - część ogólna², 218*）。おおむね、利得と損失の間に必要な繋がりには、*związek między wzbogaceniem a zubożeniem*（利得と損失の関連性）という言葉で示される（*Radwański and Olejniczak loc. cit. 219; Ohanowicz loc. cit. 485; Pietrzykowski (-Pietrzykowski), Kodeks cywiln I¹, art.405 no.4*）。410条から413条までは、非債弁済 *nienależne świadczenie* の問題を扱っている。
38. オランダ民法6編203条は、非債弁済という見出しの下に、一方で、「弁済をした *onverschuldigde betaling*」者、他方で弁済の「受領者 *ontvanger*」と呼んでいる。これと対照的に、6編212条による一般的な不当利得返還請求権の枠組みの中で、法は「利得者 *verrijkte*」と「他人 *ander*」という言葉を使っている。さらに、法律上の原因の欠如を示すために用いられている概念は首尾一貫していない。すなわち、前者では「法律上の原因を欠く *zonder rechtsgrond*」という言葉を使い、後者では「正当化されない *ongerechvaardigd*」という用語が使われている。不当利得返還請求権の要件の1つは、原告が損害 *schade*を被ったことで

ある。非債弁済を規定するところでは、原告の損失という要件は、[非債弁済のみに使われる] 孤立した一般的な用語を用いる形では表現されていない。むしろ、法は、場面に応じて、給付を多様な言葉で表している。6編203条1項の「動産 *goed*」、6編203条2項の「金銭 *geldsom*」、6編203条3項の「その他の種類物の給付 *prestatie van andere aard*」である。この問題については、Asser (-*Hartkamp*), *Verbintenissenrecht* III¹², no.317 p.337; *Parlementaire Geschiedenis* VI, 803 を参照。

39. 北欧諸国では、不当利得について、一般的に意見が一致して統一的に用いられる用語法は存在しない。ヨーロッパ大陸の用語法、利得の概念それ自体が、しばしば厳しく批判されている。前掲ノート14を参照。

40. イングランドでは、不当利得法 — より普通には「[正義に反するという意味合いをもつ] 不当な *unjust*」利得という用語法 — は、(普遍的ではないものの) 伝統的には、文献上、原状回復法 (すなわち、利得の返還を求める権利を生じる法の大部分) を表すものとして概念化されてきた。*Birks*, *English Private Law* I, 15.01, 15.08、及び、こうした用語法上の論争については、*Hedley* (1985) 5 *Legal Studies* 56 を参照。(契約や不法行為のように) 債務を発生させる事件ではなく、補償 *reparation* のような法的効果に関係する法の集合体を表すものとして、そのような用語を好んで使うことは批判されてきている。*Birks loc. cit.* 15.02。さらに、「原状回復」は、不当利得に基づく必要のない契約や不法行為による原状回復請求権にも拡張する。*Birks loc. cit.*。しかし、以下の2判決を対比せよ。*BP Exploration Co. (Libya) Ltd. v. Hunt (No. 2)* [1979] 1 *WLR* 783, 799 (ゴフ判事 *Goff* J 曰く「不当利得原則は……イングランド原状回復法の基本準則である。))、*Portman Building Society v. Hamlyn Taylor Neck* 207 (1999) 77 *P & CR* 66 69 (ミレット控訴院判事 *Millet* LJ 曰く「請求権が、違法行為を理由とする原状回復によるか、控去 *subtraction* による不当利得を理由とする原状回復によるかはともかく……そのような請求権は不当利得の返還を目的としている。))。しかしながら、(急激に発展した法分野を体系化することの一部分としての) 用語法の問題は、この法分野の境界線の問題と密接の結びつき、激しい議論的となっている。たとえば、ある見解によれば、原状回復 [という用語] は、適切でない。なぜなら、原状回復請求権は合意や違法行為によっても生じる一方で、不当利得は、違法行為や (契約上の) 合意とは無関係な事件に基づくものと理解されているからである (*Birks loc. cit.* 15.03-15.04)。黙示の契約という概念がなお原状回復法において機能しているというのは少数意見にとどまっている (*Hedley* (2004) 63 *CLJ* 435-455)。この見解は判例法では否定されている (*Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd.* [1991] 2 *AC* 548; *Sempra Metals (formerly Metallgesellschaft Ltd.) Ltd. v. Inland Revenue Commissioners* [2007] *UKHL* 34 at [31], [2008] 1 *AC* 561, 586 (Lord *Hope*))。「準契約」という名前はローマ法に由来し、現代法では稀に現れるにすぎない。*Birks loc. cit.* 15.09 を参照。英米法の原状回復の訴訟方式の用語法は、1854年のコモン・ロー手続法によって廃止された。ノート16および27を参照。それに関しては、立法者は、債務法に属する重要な法律では不当利得の観念を用いるのが適切だとしたが (1977年の不法行為 (動産侵害) 法7条4項)、同法の中でさえ現代的な伝統の用語法 (6条2項・3項の「約因の喪失」) が使われ、原状回復一般の言葉も (1987年の未成年者契約法3条の見出し) 同じように流布している。他方、他の法律は、適切な体系化を明確にすることがな

い中立的な用語法を用いている（1943年の法改革（目的不到達契約）法1条3項「金銭的価値のある受益」）。